

処 分 基 準

B-e-27の1
平成 29 年 3 月 12 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 103 条第 8 項
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第 38 条第 7 項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の指定の基準は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部運転免許課行政処分係（聴聞） （電話 052-951-1611 内線 781-243）
備 考：